

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福祉サービスの種別	指定介護老人福祉施設
事業所名	特別養護老人ホーム スマイル
代表者氏名（管理者）	金森 亮
法人名	社会福祉法人 近江薫風会
定員（利用人数）	30名（30名）
施設・事業所所在地	滋賀県米原市寺倉603-1
TEL	0749-54-8201
FAX	0749-54-8211
電子メール	info@oumikumpuukai.com
ホームページアドレス	<a href="https://www.oumikumpuukai.com">https://www.oumikumpuukai.com</a>

2 第三者評価機関

第三者評価機関名	NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク滋賀福祉調査センター
評価実施期間	平成31年1月16日

### 3 評価の概要

#### ○ 総合評価

開設して3年目を迎える当事業所は、同敷地内にグループホームやデイサービス等を併設し、同建屋内にショートステイも併設している広域型・ユニットケア型の特別養護老人ホームである。法人の基本理念「地域の人々とともに、愛され、安心かつ信頼される社会福祉法人」を実現するにあたって、ユニットケアの理念である「暮らしの継続」を掲げ、少人数(1ユニット10名)で、自分らしく穏やかな日常生活を過ごして貰う事を目標としている。各ユニットの愛称名は『光』を各国語のカタカナ読み(ヒカリ、ライト、ルーチェ、ルミエール)に、更に郷土出身画家のユニット名称にまつわる国々の絵画を掲示し、インテリアデザインも各階毎にダークブラウンとライトブラウンに統一し、落ち着いた安心出来る空間を作っている。

#### ○ 特に評価の高い点

- ・中期事業計画・『アクションプラン2020』を策定し、利用者に対する基本姿勢を、4項目に展開し介護の推進に努めている。利用者ファーストの思想に沿って、ipadタブレット端末による介護・看護記入が出来る『Easyケア』システムの採用、居室ベッドに『ねむりスキャン』見守りシステムを導入し、全利用者の睡眠状態や寝返り、呼吸、心拍数をタブレット端末で把握し、離床時の転倒リスクの極小を図り利用者の安全に配慮している。即ち、ケアの情報はデジタル化、介護業務(マンパワー)はアナログ化に注力している。
- ・全室「ナノイー発生機」、「可視光応答型光触媒カーテン」を標準装備し、利用者の健康管理に努めている。夜間帯は、併設ショートステイを含めた定員40名を、4名体制(夜勤3名、宿直1名)で運用している。
- ・各ユニット内には、次亜塩素酸空間清浄機を装備し、除菌・脱臭に優れた快適な環境を目指している。  
・食事は、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに、出来立ての美味しいタイミングで、提供するコンセプトのもと、厨房を業者に委託し、事業所の職員(栄養士)も厨房に入り、調理業務に加え、入居者の身体の状態に合わせ、減塩や食事形態を調整したり、必要に応じて栄養補助やゼリー等を提供している。
- ・近隣のコンビニエンスストアに、毎月1回、20日前後に、「コンビニの日」として入居者を対象に訪問販売に来て貰い、入居者は、その日を大変楽しみに待ち望んで、購入している。
- ・常に笑顔で心温かい介護の提供を職員の心として実践に努めており、利用者家族の面会頻度も高く、家族と職員との信頼関係が確立している。ユニットケアの強みでもある、個別の対応を心掛け、利用者の個々の生活リズムと意向を尊重し支援している。利用者家族のアンケート結果が、非常に高い満足度を示している事からも、それらを窺い知ることが出来る。

○ 改善を求められる点

- ・高齢化社会に於いて介護の担い手を育成する責務と期待が各事業所に寄せられている今日、実習生の受け入れ態勢の充実、実習指導者に対する指導力の向上が求められている。特別養護老人ホームの特色を生かした内容で、実習生の意欲向上が図れるプログラムを整備し、来るべき実習生受け入れと指導教育に備えて頂きたい。
- ・利用者満足に関する事柄の一つとして、利用者及び家族の満足度向上を目標の一つとした利用者会や家族会設立は、特養の特性である家族間の連携等、諸事情のある中、今後の検討課題として頂きたい。
- ・今回明確になった課題について、職員参加のもとで改善実施計画を検討作成されることにより、利用者と職員、法人が共に満足した快適な日常がより一層身近になることを期待する。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

・実習生の意欲向上が図れるプログラムを整備し、実習生受け入れと指導教育についてのコメントについて

中学は1日体験(約5時間程度)で、約1時間弱、介護現場や働くことの意義について説明後、フロアにて傾聴やお話レクリエーションをし、最後にレクをされて終了。大学生の場合、教育職員免許法の特例に基づく(介護等体験)授業は、予め、プログラムが設けられておりそれに沿ってという事です。

従前、ヘルパー2級の実習施設としてグループホームで実施していましたが、実習が初任者研修に変更されてからは、デイサービスのみとされており、特養は実習施設からは省かれているのではと思います。ましてやご利用者各々の状況をご理解頂けていない状況の中での身体的なケアについてのプログラムは、介護保険上、契約上の問題点をはじめ大きな事故につながる恐れがあります。

かねてより、初任者研修(外国人の方向けの研修を含む)については、毎回2名程度、研修講師として派遣いたしております。また、県社協の依頼で、地域以外の県立高校に、高校2年生を対象とした福祉の仕事という事で、講師として出向き講義(2クルー)させて頂いたところです。以上の事から、事業所独自のプログラムを編成しての実習受け入れは無用と思います。

・利用者及び家族の満足度向上を目標の一つとした利用者会や家族会設立については、特養の特性である家族間の連携等、諸事情のある中、今後の検討課題として頂きたいについてのコメント

家族会設立に対しては、個々の状況や広域でご利用頂いている事から、一堂に会して交流する事が、必ずしもご家族との連携(家族会なんてないほうが良いとの声もあり。家族の方との交流より、職員や施設側と話させて頂いているのが良いという声あり。)に繋がらないことも想定されます。交流等の機会を確保すると言う点において、今後はホームページだけでなく、通信誌等により施設内のお暮らしぶりを見える化したり、外出の機会があればご家族にも参加呼びかけをする等、ご家族様との連携を図っていこうと思料いたします。当面、家族会や利用者会の設立は、検討課題とします。